

岩手県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市川井及び区界
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年10月13日から平成28年1月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）